

## 7 保険と年金

### 国民健康保険

本 庁：市民課  
総合支所：市民課

職場の健康保険などに加入している人と生活保護を受けている人以外は、国民健康保険に加入しなければなりません。次のようなときは、必ず14日以内に届出をしてください。

#### 届出が必要なとき

届出が必要なとき		届出に必要なもの
国保に入るとき	他の市町村から転入したとき	印鑑、転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書（離脱証明書）
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	印鑑、被扶養者でなくなったことがわかる証明書
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	印鑑、保険証、母子健康手帳
国保をやめるとき	他の市町村へ転出するとき	印鑑、保険証
	職場の健康保険に加入するとき	印鑑、国保の保険証と職場の健康保険の保険証
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	印鑑、国保の保険証と職場の健康保険の保険証
	加入者が死亡したとき	印鑑、保険証、死亡を証明するもの
	生活保護を受けることになったとき	印鑑、保険証、保護開始決定通知書
その他	退職者医療制度の対象になったとき	印鑑、保険証、年金証書
	退職者医療制度の対象にならなくなったとき	印鑑、保険証
	保険証をなくしたとき	印鑑、身分証明書
	就学のため、子どもが他の市町村に住むとき	印鑑、保険証、在学証明書

#### 国民健康保険で受けられる給付例

療養の給付	保険診療分の医療費の一部負担金を支払えば、残りは国保が負担します。
出産育児一時金	国保に加入している人が出産したときは、33万円が支給されます。
葬祭費	国保に加入している人が死亡したときは、5万円が支給されます。
高額療養費	1か月の医療費を一定額以上支払ったとき、基準額を超えた分が支給されます。

#### 国保の保険証が変わります

合併で住所が変わる区域の皆さんには、新しい保険証を郵送します。  
新しい保険証は3月1日からご利用ください。



## 介護保険

本 庁：高齢対策課  
総合支所：健康福祉課

介護保険の制度は、40歳以上の方が加入し保険料を納め、介護が必要になったときにサービスを利用できる仕組みになっています。

介護保険料（第1号被保険者）は、平成18年度から統一されます。新しい保険料の額は、現在策定中の「高齢者保健福祉計画」で今後のサービスの利用見込みなどを勘案して決定されます。

### 被保険者の区分

種類	加入する人	保険料の納め方
第1号被保険者	65歳以上の人	受給している年金から天引きで納めていただく特別徴収と納付書で納めていただく普通徴収があります。
第2号被保険者	40歳から64歳までの医療保険加入者	加入している医療保険に介護保険料が合算されています。

### サービスを利用するには

病気や高齢のため日常生活に介護が必要になった人が、介護保険のサービスを利用するには介護認定を受ける必要があります。認定申請ができる人は次の人です。

- ・65歳以上で日常生活に介護が必要な人
- ・40歳から64歳で老化を伴う特定疾病が原因で介護が必要な人

### 介護サービスの種類

区分	サービスの種類	
在宅サービス	家庭を訪問し提供するサービス	訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導
	事業所や施設に日帰りで通うサービス	通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）
	施設へ短期間入所するサービス	短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護（ショートステイ）
	福祉用具の貸与・購入や住宅の改修	福祉用具の貸与・購入費の支給、住宅改修費の支給
	その他	特定施設入所者生活介護、痴呆対応型共同生活介護（グループホーム）
施設サービス	施設に入所してのサービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（療養型病床群）

介護保険の保険証が変わります

合併後、新しい保険証を郵送します。  
新しい保険証は3月1日からご利用ください。



# 国民年金

本 庁：市民課  
総合支所：市民課

20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入し保険料を納めなければなりません。

第1号被保険者	農業や自営業の人とその家族。20歳以上の学生やフリーターなど。保険料は本人が納めます。
第2号被保険者	厚生年金、共済年金に加入している人。保険料は厚生年金、共済年金に納めますので、国民年金保険料を納める必要はありません。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者。保険料は配偶者（第2号被保険者）の加入している年金制度が負担しますので、本人が納める必要はありません。
任意加入被保険者	60歳以上65歳未満の人。外国に在住している日本人。60歳未満の老齢年金や退職年金の受給者

こんなときは手続きが必要です

手続きが必要なとき	必要なもの
20歳になったとき	印鑑、資格取得届出書（社会保険事務所から送付されたもの）
職場をやめたとき	年金手帳、印鑑、退職日がわかる書類
配偶者の扶養からはずれたとき	年金手帳、印鑑、扶養からはずれた日がわかる書類
任意加入するとき	年金手帳、印鑑
氏名が変わったとき	年金手帳、印鑑
保険料を納められないとき	年金手帳、印鑑、学生は学生証の写しまたは在学証明書
国民年金証書、手帳をなくしたとき	印鑑
国民年金を請求するとき	年金手帳、印鑑、本人名義の預金通帳、戸籍謄本など
年金受給者が死亡したとき	年金証書、印鑑、住民票、戸籍謄本など

・手続きによっては必要なものが異なることがあります。詳しくは担当課にお問い合わせください。

年金の給付

種 類	受けられる要件
老齢基礎年金	保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて25年以上ある人が65歳になったときから受けられます。（60歳を過ぎれば繰り上げて受けることもできます。）
障害基礎年金	国民年金に加入している間に、病気やけがで国民年金法に定める障害者になったときに受けられます。
遺族基礎年金	国民年金の加入者または老齢基礎年金を受けられる人などが亡くなったとき、その人の収入で生活していた子のある妻、または子が受けられます。
寡婦年金	夫が老齢基礎年金を受けずに亡くなったとき、妻が60歳から65歳になるまで受けられます。
付加年金	付加保険料を納めている人が受けられます。
死亡一時金	保険料を3年以上納めた人が、基礎年金を受けないで死亡し、その遺族が基礎年金を受けられない場合に受けられます。
老齢福祉年金	明治44年4月1日以前に生まれた人が、一定の要件に該当すれば受けられます。

ただし、納付要件等がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。